



## 第 18 回黒潮町議会 6 月定例会会議録

令和 3 年 6 月 4 日 開会

令和 3 年 6 月 11 日 閉会

黒 潮 町 議 会

## 黒潮町議会 6 月定例会会議状況

| 月 日      | 曜日 | 会 議 | 行 事                                 |
|----------|----|-----|-------------------------------------|
| 6 月 4 日  | 金  | 本会議 | 開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・<br>委員会付託・委員会   |
| 6 月 5 日  | 土  | 休 会 | 休 会                                 |
| 6 月 6 日  | 日  | 休 会 | 休 会                                 |
| 6 月 7 日  | 月  | 休 会 | 休 会                                 |
| 6 月 8 日  | 火  | 休 会 | 休 会                                 |
| 6 月 9 日  | 水  | 本会議 | 一般質問                                |
| 6 月 10 日 | 木  | 本会議 | 一般質問                                |
| 6 月 11 日 | 金  | 本会議 | 一般質問・委員長報告・<br>委員長報告に対する質疑、討論・採決・閉会 |

黒潮町告示第56号

令和3年6月第18回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月28日

黒潮町長 松本 敏郎

記

- |     |   |                 |
|-----|---|-----------------|
| 1 期 | 日 | 令和3年6月4日        |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂 |

令和3年6月4日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

|     |      |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1番  | 中島一郎 | 2番  | 池内弘道 | 3番  | 浅野修一 |
| 4番  | 宮川徳光 | 5番  | 濱村美香 | 6番  | 山本久夫 |
| 7番  | 矢野依伸 | 8番  | 矢野昭三 | 9番  | 山崎正男 |
| 10番 | 吉尾昌樹 | 11番 | 宮地葉子 | 12番 | 小永正裕 |
| 13番 | 澳本哲也 | 14番 | 小松孝年 |     |      |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

7番 矢野依伸

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |      |        |       |
|---------|------|--------|-------|
| 町長      | 松本敏郎 | 副町長    | 松田春喜  |
| 総務課長    | 土居雄人 | 企画調整室長 | 西村康浩  |
| 情報防災課長  | 徳廣誠司 | 住民課長   | 宮川智明  |
| 健康福祉課長  | 佐田幸  | 農業振興課長 | 川村雅志  |
| まちづくり課長 | 金子伸  | 産業推進室長 | 門田政史  |
| 地域住民課長  | 青木浩明 | 海洋森林課長 | 今西和彦  |
| 建設課長    | 森田貞男 | 会計管理者  | 小橋智恵美 |
| 教育長     | 畦地和也 | 教育次長   | 藤本浩之  |
| 教育次長    | 橋田麻紀 |        |       |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山本陽美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

3番 浅野修一

4番 宮川徳光

令和3年6月第18回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和3年6月4日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第11号から議案第13号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

議案第 11 号 黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算について

## 議 事 の 経 過

令和3年6月4日  
午前9時00分開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和3年6月第18回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

矢野依伸君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

次に、報告第2号から第5号までが町長から、報告第6号から第9号までが監査委員から提出されました。

議席に配布しておりますので、ご確認お願い致します。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で、議長の行動報告につきましては議席に行動報告記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

今日は、令和3年6月第18回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、多数のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

提案させていただきます議案につきましては、慎重なご審議と適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、5月議会臨時会以降の主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策とワクチン接種について報告をさせていただきます。

東京、大阪など、緊急事態宣言が発出された10の都道府県、および、まん延防止等重点措置の対象の5つの県につきましては、やや減少傾向にはあるものの、変異ウイルスに置き換わっていることなどを懸念し、6月20日までの延長を決定しております。

高知県におきましては、協力医療機関の検査数が増えてきており、市中感染も広がっている状況にあり、対応の目安について、これまでの警戒から特別警戒に変更をしております。

また、クラスターが発生するなど多くの感染が確認されたことにより、5月26日から6月8日までの14日間、高知市および四万十市に営業時間短縮要請を発出し、飲食店の利用を午後8時以降はしないよう、呼び掛けをしております。

住民の皆さまには、さらなる感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いを致します。

新型コロナウイルスの感染防止の有効対策でありますワクチン接種の予定につきましては、8月1日までに高齢者のワクチン接種を終了する計画をしております。

拳ノ川診療所に来ていただいております医療センターの先生方、佐賀診療所の先生、看護師の方をはじめ、幡多医師会の医療従事者のご協力の下、町職員の1チーム約25人のスタッフが、毎週土曜日、日曜日に総合健診などを挟みながら、2チームの体制で集団接種を行うこととしております。

また、高齢者以外の住民の皆さまのワクチン接種につきましても、接種券がお手元に届くまで今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

集団接種とともに、町内外の医療機関での個別接種の併用ができるようお願いもしながら、できるだけ早期に、かつ安全に接種が完了できるよう進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

次に、UR都市機構との津波防災まちづくりの推進に向けた協定につきまして、報告させていただきます。

南海トラフ地震等への備えとして、黒潮町における津波防災まちづくりを推進するため、5月26日に、独立行政法人都市再生機構、通称UR都市機構と申しますけれど、そこの連携協定を締結致しました。

高知県内の自治体では初めてとなるもので、協定に基づきます連携、協力事項につきましては、事前復興まちづくり方針の検討に関する事、浸水想定区域にある宅地等の移転の受け皿となる高台造成に関する事、災害に強い安全・安心なまちづくりの推進に関する事となっております。

協定締結を契機に、現在、計画しております入野地区高台宅地造成計画につきましても、UR都市機構の技術的な支援をお願いするとともに、今後はUR都市機構と本町との連携をさらに強化し、お互いにとって有益な協力関係を築きながら津波防災まちづくりの進展を図ってまいります。

次に、黒潮町ゼロカーボンシティ宣言について報告致します。

国際的な重要課題として、昨年10月には菅総理が自身の所信表明演説にて、2050年までに国内における脱炭素化を目指すとの宣言をしております。また、去る5月26日には改正地球温暖化対策推進法が成立し、来年4月より施行予定でございます。

このことを受け、黒潮町においても6月1日、黒潮町ゼロカーボンシティ宣言を表明し、今後目指す姿を定め、具体的な施策を検討、推進していくことと致しました。

宣言の内容につきましては、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けてと題しまして、国際社会が重要課題に掲げている気候変動は、集中豪雨や台風の巨大化など地球規模での温暖化が原因ともいわれ、わが国においても、近年は全国各地で自然災害が頻発し激甚化し、自然の猛威により私たちの生命や暮らしが脅かされ、さらには自然環境や生態系への悪影響など、人類の生存基盤を根本から揺るがす気候危機と言うべき極めて深刻な事態となっております。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では、産業革命からの平均気温上昇の幅を2度C未満とし、1.5度Cに抑えるよう努力するとの目標が国際的に広く共有されました。

2018年に公表されたIPCC、いわゆる国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、この目標を達成するために2050年までにCO<sub>2</sub>、二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要と示されています。

このような中、海の恵みあふれる豊かな本町は、地震津波と日本一うまく付き合うまちづくりを推進し、人が元気・自然が元気・地域が元気を合言葉に、先人から受け継いだふるさとを次の世代へしっかりと引き継いでいくため、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指し、その実現に向け自然再生エネルギーの活用など、脱炭素への取り組みを推進していくことを宣言します、としております。

本宣言の表明は、環境省が認定するゼロカーボンシティ宣言表明市町村として、高知県内では5番目となっております。

最後に、令和2年度普通会計等の決算見込みの概要について報告致します。

令和2年度の一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、宮川奨学資金特別会計、情報センター事業特別



会計の合計である普通会計の決算につきましては、コロナ対応における積極予算の中でも国のコロナ交付金等を最大限活用し、財政健全化に努めた結果、歳入から歳出を単純に差し引いた形式収支が約4億3,000万円となる見込みで、このうち繰越財源の約1億7,600万円を差し引いた実質収支は、2億5,400万円程度の黒字となる見込みでございます。

また、ほかの特別会計の決算につきましても、国民健康保険事業特別会計を含む全ての特別会計において黒字決算となる見込みでございます。

しかしながら、普通会計におきまして、財源調整のための減債基金1億2,000万円を含む基金繰入金が6億1,900万円となっており、預貯金の取り崩しを行った上での黒字となっているのが実情でございます。

令和3年度におきましては、令和2年度に引き続き積極予算を行い、継続事業だけでなく、コロナワクチン接種の取り組みを含めた新たな事業を実施しております。

今後の経済活動の正常化を図るためには各種施策の推進が必要不可欠であります。一方では、赤字財政とならないよう財政の健全化にも努め、慎重な財政運営を心掛けていかなければならないと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番浅野修一君、4番宮川徳光君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの8日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月11日までの8日間に決定致しました。

日程第3、議案第11号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第13号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、令和3年6月第18回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきましてご説明致します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第11号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第13号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算についてまでの3議案でございます。

議案の内訳は、条例の一部改正が2件、補正予算が1件となっております。

まず、議案第11号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地域住民の交流、および防災活動の推進を図るため、昨年度に出口地区の防災拠点施設として避難用集会所を新設したことにより、その設置について条例の一部を改正するものでござ

います。

次に、議案第 12 号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が令和 3 年 5 月 19 日に公布され、マイナンバーカードの発行を地方公共団体情報システム機構が行うこととなったため、その手数料について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 13 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 3,219 万 6,000 円を追加し、歳入歳出総額を 109 億 6,219 万 6,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、総務費では、福祉サービスのシステム等改修委託 60 万 8,000 円の追加。

民生費では、新型コロナウイルス感染症の影響による、低所得の子育て世帯に対し、児童 1 人当たり一律 5 万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金、および、その事務経費 2,165 万 6,000 円の追加。

消防費では、国の制度改正により、防災拠点建築物耐震事業補助金など 520 万 1,000 円の追加。

教育費では、ICT 支援員配置委託など 473 万 1,000 円の追加を計上しております。

これらの歳出に対応するための歳入は、それぞれ国の補助金などを活用し、一般財源分は財政調整基金の繰り入れにより収支の調整を行っております。

提案説明は以上となりますが、この後、副町長ならびに担当課長に補足説明をさせます。

なお、議会最終日に、一般会計補正予算、黒潮町消防ポンプ自動車購入、これは上川口分団の分でございませうけれど。その物品売買契約の締結についてと、入野地区耐震性貯水槽設置工事の請負契約の締結について、人事案件であります人権擁護委員お二方の推薦についての、計 5 件の議案を追加させていただき予定となっておりますので、慎重なご審議とともに適切なお決定を賜りますようお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、議案第 11 号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

昨年度、出口地区の高台に、防災活動の拠点としての活動や地域住民の交流の場としての活動のため、集会施設を新設しております。この新設されました集会施設を避難集会所として位置付けるため、条例の一部を改正し、当該施設の追加を行うものでございます。

議案書および条例は 2 ページから 3 ページに、また、新旧対照表は参考資料の 1 ページに、それぞれ記載しております。

新旧対照表により説明をさせていただきますので、参考資料の 1 ページをお開きください。

新旧対照表のとおり、避難集会所の名称および位置を規定する第 2 条に、新設されました集会施設を出口避難集会所と名付け、所在地とともに表示をするものとなり、地域のコミュニティーの場として、また、防災の拠点として活用いただけるようになるものです。

以上で、議案第 11 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは私の方からは、議案第 12 号の、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明を

させていただきます。議案書は4ページからになります。

改正理由としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法ですが、の一部改正が令和3年5月19日、法律第37号として交付をされました。この改正によりまして、マイナンバーカードの発行が地方公共団体情報システム機構が行い、手数料を徴収するものとして明確化をされました。このため、本条例で定めておりましたマイナンバーカード発行に関する手数料の徴収について改定を行うものです。

それでは、改正部分につきまして新旧対照表にてご説明致します。参考資料の2ページをお開きください。

別表中段の下線部分についてが、改正箇所となっております。個人番号の項目を削るものです。

議案書の5ページにお戻りください。

附則におきまして施行期日を定めており、法律の施行期日に合わせて令和3年9月1日からの施行としております。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第13号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。1ページをお開きください。

一般会計補正予算第1号は、第1条により、既決の予算に歳入歳出それぞれ3,219万6,000円を追加し、総額をそれぞれ109億6,219万6,000円とするものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。13ページをお開きください。

まず、2款1項11目、情報化推進費、12節委託料の福祉サービスシステム等改修委託60万8,000円につきましては、本年度の税制改正に伴いまして、住民福祉台帳システムや障がい福祉サービス、自立支援医療システムなどの改修に要する費用となっております。

3款3項2目、児童措置費2,165万6,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対しまして、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものでございます。

支給対象者は児童扶養手当の受給者等で、一人親の所得の低い方には高知県が直接支給を行うこととなっておりますが、それ以外の住民税非課税の子育て世帯につきまして、児童1人当たり一律5万円を支給するものでございます。

1節報酬から、14ページの13節使用料及び賃借料までの経費につきましては、会計年度任用職員に対する経費およびシステムの構築経費など、事務費を計上しております。

18節負担金補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金1,250万円につきましては、250人を想定をしております。

9款1項4目、防災費、18節負担金補助及び交付金の防災拠点建築物耐震事業補助金470万1,000円の追加につきましては、防災拠点としてご協力いただいております介護医療院ことぶきの耐震補強を行うもので、屋根の改修費用の増額分となったものでございます。

また、緊急輸送道路等沿道建築物耐震事業補助金50万円の追加につきましては、制度改正により、これまで事業費のうち6分の1は国の補助対象分として直接補助されておりましたが、町が受け入れをしまして補助することとなりましたので、その分の増額となっております。

15 ページ。

10 款 1 項 2 目、事務局費、12 節委託料の ICT 支援員配置委託 344 万 7,000 円の追加につきましては、遠隔支援、タブレットなど、パソコン機器を管理する経費でございます。

3 項 1 目、学校管理費、17 節備品購入費の一般備品 128 万 4,000 円の追加につきましては、不登校の児童生徒への対策としまして、空き教室を活用し支援員が個別に指導を行うための仕切り、パーテーションを購入する経費となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。12 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

まず、15 款国庫支出金、2 項 2 目の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 1,250 万円、同じく、その事務費補助金 915 万 6,000 円の追加につきましては、歳出の給付金および事務経費の 100 パーセント補助となっております。

7 目の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 496 万円の追加につきましては、制度改正による国の補助金分の受け入れとなっております。

19 款繰入金の 1 目財政調整基金繰入金 558 万円の追加につきましては、収支の調整を行うものでございます。

以上で、議案第 13 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 11 号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 11 号の質疑を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 12 号の質疑を終わります。

次に、議案第 13 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

14 ページの消防費、18 節。これの要項要領はもうできちゅうと思うんですが、その補助金の交付の要領についてですね、概算払いでやってるのか。それとも、本人が建て替え、借入れ等々の負担を一時せないかんような仕組みにしちゅうのか。

それから、15 ページの ICT 支援員。これ、具体的には中身はどういうことなのか。パソコンを使うのか。

パソコンが何か入りにくいという話もあったけど、この黒潮町においては全部入っちゃうかどうか分らないので。

併せてですね、ICT。これはちょっと意味は分らないんですが。先の私が質問に立ったときには、先生がこんなものに対して指導するという答弁があったがやけど、この意味合いがちょっと分らないのでお尋ねします。

以上です。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員のご質問にお答えしたいと思います。

沿道建築物の補助に関しましては6分の6。個人さん負担は耐震診断ということで、ないことになっていません。

ただ、これまでの間、6分の5は町補助、6分の1は国から直接補助ということになっていましたけども、国からの直接補助がなくなり、個人に町から6分の6の補助ということになりました。その6分の1に関しては国から町への歳入と、入ることになっていきますので、この部分に関しての個人負担はございません。

（矢野議員から「ちょっと、答弁がまずい。これ2回しか立てれんきわし座って言うけど。個人が負担をせないかんいう部分の借り入れとか、その1回全部払わないかんという、そういうことがあると困るわけよ。借り入れができない人は、その補助金がもらえれるんなる。だから、どういう仕組みになっちゃうか。概算で全部済ませていくやり方を取っちゃうか取っちゃらんか、そこの説明がない。答弁が」との発言あり）

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 34分

再 開 9時 36分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

先ほどのご質問の件ですけども、個人負担の分がないということは確認されてますけども、いったん概算払いに関して再度、要項を確認させていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

もう一つある。ICTについて。

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは矢野議員の、ICT 支援員配置委託の部分につきまして、具体的な内容につきましてお答えをさせていただきます。

この児童生徒564名と、それから教職員140名、合わせて704名にタブレット端末、コンピューターの端末を配布を完了しておりますが、それぞれのそのタブレット端末、コンピューターの端末ですね。それとそのユーザー、利用者の管理を行うこととしております。

具体的な内容といいますと、そのタブレット管理というのは、故障したときとかに業者とのやりとりやウイルスのチェックとか、それから個人情報の流出をする場合そういうことを未然に防ぐ、そういうことの管理を行います。

あと、それから利用者の管理ということにつきましては、それぞれ利用者をグループごとに分けております。利用者といいますのは、学校の生徒と、それから教員でございますが。その、いろんな使う中で障害やトラブルが出てまいります。そちらの部分の、どんなような操作をしたか。そういう、操作の実行した内容をたどって原因を究明するということ、業務として委託の予定をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

そのね、14 ページの補助金の分ですが、これ要項を今から確認するじゃいうて、ひだけた話ながよ。

予算をこうやって要求したときは、要項要領がここへ本来はないといかんが。今からやるいうて言うてもね、予算がね、時間は経過していきようわけよ。必要があつてこの予算を挙げてきたわけやから。

これはね従来から言いゆうけんどもね、最後の所の書式を見よつたら領収書を添付せよいうような、そういうところが今まで大変住民が困る話がある。それいくら指摘してもね、改善されてない。だから言いようわけよ。これね、住民に対してね、大変不親切なやり方。

今日ね、晩方までにその要項要領を出さないかん。ここは一般質問とは違うけん質疑の時間でやりゆうがやけどよ、それは改めてもらわないかん、やり方を。大抵今までわしは一般質問でやってきちゅう。晩方までにその要項要領を出してもらいたい。

以上です。

どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

要項要領はもちろんできておりまして、今日中にお見せしますけれど。

今、ご質問のあった沿道の建築物耐震事業について、基本的に個人の負担はないんです。必要ない。

ただちょっと、ないけれど、その部分を要項を手元に今持ってなかったの、ないものに対してどういうふうな書き方しておるのか、いうふうなことを少し確認した上でご返事したいというふうなことでございました。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

政策を掲げて町長が予算要求、議会に対して予算を要求してきちゅうわけやから、案を示して。その行政政策を達成するためには、やっぱりね、これ必要があつて予算を要求してきたがやき。で、町民がやりやすいような仕組みを考えてもらわないかん。

だから、従来ある要項要領を見よつたら、最後の端の様式の中へ領収を添付と、こういう所をちやくっと入れて、そういうやり方してよね、全部住民から立替払いいうか、金1回出さないかん仕組みを作ちゅう。それは、住民は困る。お金がこじんとある人はいいいけど、その資金繰りが苦しい場合には、その一時立替とか銀行からの借入れが難しい場合がある。そうすると、せつかく掲げたこの行政目標が達成できんことになる。で、住民も困る。そこで行政が停滞していく。

私はね、積極的に松本町政を推進するために応援の、これ質問しようがですよ。だからもっと優しゅうに、要項要領らもぱっと見て、町長が認めるときは、必要があると認めたら概算払いすることができますよということにしちゅうのやから、そこの部分をせつかく活用して、資金繰りが苦しい住民も困らず、その行政目的達成するために参画する機会を増やしていく。そうしたら、黒潮町がもっともってええ町になる。そういうことを考えての質疑やったがです。

まあ、あとはひとつ町長の手腕で、よろしく。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

すいません、15 ページですけど、10 款教育費の中学校費、17 設備品購入費のありますね。

不登校者への空き教室の利用するのにパーティションを購入するということでしたけれども、これはもう既に決まってる学校があるのかな。それとも、全体的にこう用意しておくのかな、いうことをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

このパーティションを設置する学校につきましては、大方中学校でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 13 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております、議案第 11 号から議案第 13 号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 9 時 45 分